〇議 事 日 程(第1号)

令和5年9月5日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第6号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を 求めることについて
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第73号 町道の路線変更について
- 日程第8 議案第74号 関ケ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第75号 関ケ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第76号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第77号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2号)
- 日程第12 議案第78号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第 2号)
- 日程第13 議案第79号 令和5年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第80号 令和5年度関ケ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第81号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第82号 令和5年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 報告第4号 令和4年度関ケ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告につい て
- 日程第18 議案第83号 令和4年度関ケ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第84号 令和4年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第85号 令和4年度関ケ原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算 の認定について
- 日程第21 議案第86号 令和4年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算 の認定について
- 日程第22 議案第87号 令和4年度関ケ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第88号 令和4年度関ケ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

日程第24 議案第89号 令和4年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第25 議案第90号 令和4年度関ケ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

日程第26 議案第91号 令和4年度関ケ原町水道事業会計決算の認定について

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(8名)

1番	北	村	_	磨	君	2番	吉	田		仁	君
3番	子	安	健	司	君	4番	中	Ш	武	子	君
5番	田	中	由糸	己子	君	6番	松	井	正	樹	君
7番	谷	П	輝	男	君	8番	髙	木	博	之	君

〇欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西	脇	康	世	君	副	町	長	藤	田	栄	博	君
教 育 長	渡	邊	勝	敏	君	参事兼	東総務訓	果長	澤	頭	義	幸	君
企画政策課長	高	木	久之	之郎	君	地域	振興調	長	難	波	真	哉	君
会計管理者兼税務課長	福	安	健	司	君	住!	民 課	長	西	村	克	郎	君
産業建設課長	兒	玉	勝	宏	君	水道	環境調	長	坂	東		崇	君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳	永	英	俊	君	介護	事業調	果長	吉	森	明	博	君
教 育 課 長	Щ	田		勝	君	西 消	防署	長	桐	Щ		潤	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 関東正晃 書 記 髙木聖敏書 記 小寺由香

開会・開議の宣告

○議長(谷口輝男君) ただいまから令和5年第4回関ケ原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(谷口輝男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番 髙木博之君、1番 北村 一磨君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(谷口輝男君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの17日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(谷口輝男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年5月分から7月分までの出納監査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第6号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第4、承認第6号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) おはようございます。

それでは、承認第6号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

関ケ原中学校の剣道部が中体連の岐阜県大会で団体の部で優勝、また女子個人の部で準優勝

され、それぞれの部門で全国大会への出場が決まったことを受け、宿泊費や交通費等部活動助成金80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億6,702万8,000円とする令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第3号)を専決処分により定めましたので、ここで御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 諮問第2号について(議案朗読・提案説明・質疑・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

O議会書記(高木聖敏君) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。 本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。令和5年9月5日提 出、関ケ原町長 西脇康世。

住所、関ケ原町大字関ケ原330番地、氏名、皆田世雄、生年月日、昭和26年10月4日。

- ○議長(谷口輝男君) 本案について提案理由の説明を求めます。
 西脇町長。
- **〇町長(西脇康世君)** 諮問第2号について御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員である皆田世雄氏の任期が令和5年12月31日の満了に伴いまして、引き 続き同氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会 の意見を求めるものでございます。 御替同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

次に、この件について御意見のある方ございますか。

[「なし」の声あり]

意見なしと認めます。

これより諮問第2号を採決いたします。

本諮問について適任であると答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本諮問については適任であると答申することに決しました。

日程第6 諮問第3号について (議案朗読・提案説明・質疑・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第6、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

O議会書記(高木聖敏君) 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。 本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。令和5年9月5日提 出、関ケ原町長 西脇康世。

住所、関ケ原町大字関ケ原3071番地の1、氏名、金森京子、生年月日、昭和31年9月2日。

○議長(谷口輝男君) 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員である金森京子氏の任期が令和5年12月31日の満了に伴い、引き続き同 氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見 を求めるものでございます。

御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細説明につきましてはこれも省略させていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

次に、この件について御意見のある方ございますか。

[「なし」の声あり]

意見なしと認めます。

これより諮問第3号を採決いたします。

本諮問について適任であると答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本諮問については適任であると答申することに決しました。

日程第7 議案第73号について(提案説明・質疑)

○議長(谷口輝男君) 日程第7、議案第73号 町道の路線変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第73号について御説明申し上げます。

町道野田・中田線において野田橋撤去に伴い、町道の起点を変更いたしたく、道路法第10条 第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 兒玉産業建設課長。
- 〇産業建設課長(兒玉勝宏君) 失礼いたします。

それでは、議案第73号 町道の路線変更についての詳細説明を申し上げます。

整理番号が246、路線名が野田・中田線の変更でございます。

以前より老朽化により危険なため既にずっと通行止めとしておりました野田橋を本年度撤去することに伴い、起点を相川の北側に変更するものでございます。

資料の1ページを御覧ください。

変更前が赤色、変更後が青色でございます。

地番でいいますと、関ケ原町大字関ケ原字野田811番41地先を字中田764番2地先に変更する ものでございます。

延長距離につきましては、263メートルでありましたものを25メートル短くいたしまして、 238メートルにいたすものでございます。

なお、資料の2ページは公図の写しでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第74号について(提案説明・質疑)

〇議長(谷口輝男君) 日程第8、議案第74号 関ケ原町職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第74号について御説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、字句の改正と暫定再任用職員制度 に伴う医療職の等級別基準職務表の見直しを行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第75号について(提案説明・質疑)

〇議長(谷口輝男君) 日程第9、議案第75号 関ケ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第75号について御説明申し上げます。

認定こども園法の一部改正に伴い、引用している同法第3条におきまして項ずれが生じましたので所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第76号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第10、議案第76号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第4

号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第76号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、障害児通所給付費の増加による不足見込み分3,600万円や福祉医療助成事業補助金の令和4年度事業費確定に伴う返還金509万1,000円、また笹尾山周辺の整備に向けた笹尾山周辺整備検討業務委託料300万円、町営住宅解体に伴うアスベスト処理に伴う増加工事費330万円など総額7,397万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億4,100万6,000円とする令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第4号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係に つきましては会計年度任用職員の給与改正や勤務形態の変更に伴う不足見込み分でございます ので、詳細説明は省略をさせていただきます。

- ○議長(谷口輝男君) これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、 歳出から順次説明願います。
- **○住民課長(西村克郎君)** 失礼します。

それでは、議案第76号 令和5年度関ケ原町一般会計補正予算(第4号)につきまして、詳細の説明をさせていただきます。

初めに、歳出から御説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

総務費、戸籍住民基本台帳費でございます。委託料の188万4,000円でございますが、戸籍情報システムなど自治体情報システムの標準化・共通化に係る業務委託で、国庫10分の10の事業でございます。今回の標準化に関しましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて行うものでございます。現在は自治体ごとに情報システムのカスタマイズが行われておりますが、今後は全国規模の標準仕様に基づくシステムを利用し、オンライン申請等を全国的に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するものでございまして、令和7年度からの運用を目指すものでございます。

続きまして、本人確認書類裏書印字システム保守料3万6,000円は、次に御説明をさせていただく備品購入費に伴う保守委託料でございます。

備品購入費の61万6,000円でございますが、マイナンバーカード、外国人在留カード等のカード型の本人確認書類に住所変更等があった際に印字をする機械で、こちらも国庫10分の10でございます。今後、住所移動に伴うマイナンバーカード等の住所変更記載に必要なものでございます。

続きまして、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の扶助費400万円でございます。自立支援医療費、更生医療分ですが、給付費増により今後の見込み分の補正をお願いするものでございます。

償還金利子及び割引料376万円でございますが、令和4年度障害者自立支援給付費等負担金の事業費確定に伴う返還金でございます。

福祉医療費、償還金利子及び割引料509万1,000円でございますが、こちらも令和4年度の県 福祉医療助成事業補助金の事業費確定に伴う返還金でございます。

23ページをお願いいたします。

介護保険事業費の繰出金1万6,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費の委託料でございますが、高等学校就学準備等支援金給付システム改修委託料9万9,000円につきましては、6月に中学3年生の保護者に3万円を支給する給付金及び事務費の補正をさせていただきましたが、システム改修が必要となりましたので、今後システム改修を行い、至急事務を進めていくもので、県補助10分の10でございます。

子育て短期支援事業委託料 5 万2,000円でございますが、保護者が疾病その他の理由により 児童の養育が一時的に困難になった場合、緊急一時的に児童養護施設に預かっていただける事 業で、国 3 分の 1 、県 3 分の 1 の事業で 7 日分でございます。

人材派遣業務委託料176万4,000円でございますが、保育園の調理師、調理員が一身上の都合によりまして退職をされ、募集を続けておりますが、なかなか応募がない状況でございます。 現在、保育士も調理に入って行っている状況で、今後もこの状況が続けば、保育に支障を来すことも危惧されますので、人材派遣会社と契約し、人材の確保に努めたいと考えております。

扶助費、障害児通所給付事業3,600万円でございますが、昨年度から放課後等デイサービス 及び児童発達支援の施設が町内にオープンしまして、給付費が大幅に増となっております。ま た児童発達支援で、高額な給付な方が4月から利用されていることなど、当初の予算が大幅に 不足する見込みのため、補正をお願いするものでございます。なお、財源は国2分の1、県4 分の1でございます。

児童福祉施設費の需用費、修繕料120万円でございますが、各保育園において電気設備点検を行ったところ非常灯の不具合の指摘がございましたので、取替え等の経費及びその他の修繕の予算不足分でございます。よろしくお願いいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長(徳永英俊君) 衛生費、保健衛生費の目、保健衛生総務費の 委託料95万円の増額と、負担金補助及び交付金95万円の減額は、出産・子育て応援給付事業に つきまして、現在まで妊娠届時に5万円、出生届時に5万円の計10万円ということで現金給付 をしておりましたが、国より現金を選択している市町村につきましては、今後は出産・育児関 連商品の商品券などのような効率的な給付方法について検討をするよう指示がありましたので、 実施方法について見直し、令和5年10月より現金給付をやめ、県の奨励により民間企業が提供 するぎふっこギフトというプラットホームを活用して、スマホやパソコンからギフト対象者が 直接商品を申し込むという方法に変更することとしたいため、現金給付予算から運営会社への 委託料予算に組み替えるものでございます。

続きまして、償還金利子及び割引料の母子保健衛生費負担金返還金37万7,000円につきましては、出産・子育て応援給付金事業及び産後ケア事業等につきまして、令和4年度に交付された国庫補助金につきまして、実績により、今年度において精算により返還が必要となるため追加の補正をさせていただきます。

続きまして、予防費についてですが、めくっていただきまして議案書の24ページをお願いい たします。

償還金利子及び割引料の感染症予防事業費等補助金返還金11万4,000円は、令和4年度の風 疹抗体検査実施による国庫補助金について、実績により今年度において返還が必要となるため、 当初予算からの不足額を計上させていただいております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金38万8,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金35万2,000円につきましても、実績により、令和4年度に交付された国庫負担金及び補助金について今年度において精算による返還が必要となるため追加補正をさせていただきます。

また、目、健康増進事業費の償還金利子及び割引料、健康増進事業負担金、補助金返還金1万9,000円につきましても、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について交付を受けた令和4年度分の国庫補助金につきまして、実績により今年度に返還が必要となるため、当初予算からの不足額分を追加補正させていただいております。以上です。

- O産業建設課長(兒玉勝宏君) 農林水産業費、農業費、農地費の負担金補助及び交付金の50万円につきましては、町単土地改良事業の要望が予定を上回っておりますので、不足額を追加するものでございます。
- 〇地域振興課長(難波真哉君) 続きまして、商工費でございます。

観光費、委託料、笹尾山周辺整備検討業務委託料300万円。こちらは、町の観光振興を図る上で重要な場所である笹尾山周辺を今後どのように整備し活用していくか、方針を定めるためにコンサルティング会社へ委託する業務委託料でございます。財源としまして県支出金、グランドデザイン事業費補助金でございますが、179万5,000円を見込んでおります。

観光施設整備費、工事請負費、観光施設改修工事88万円。こちらは、関ケ原駅前の照明器具が故障し点灯していないため、改修工事を実施するものでございます。駅前の東側と南側にあるスポット型の水銀灯をLEDに改修する予定をしております。

○産業建設課長(兒玉勝宏君) 25ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金の244万8,000円につきましては、耐震診断事業につきまして、新規申請の1件分の追加分でございます。

繰出金の180万9,000円は、公共下水道事業会計への繰出金でございます。

土木費、住宅費、住宅管理費の委託料176万円につきましてでございますが、町営住宅明渡し訴訟6件のうち3件の確定判決が出たことに伴う弁護士費用166万円と中山住宅の取壊し工事におきまして、建物内の一部にごみが放置されておりましたので、その処分費用10万円を追加させていただくもの。その下の工事請負費の330万円は、同じく中山住宅の取壊し工事におきまして、アスベスト処理等の追加に伴い増額するものでございます。

〇地域振興課長(難波真哉君) 26ページを飛んで、27ページをお願いいたします。

教育費でございます。

社会教育費、委託料、旧中山道松並木簡易診断業務委託料22万6,000円。こちらは町の天然記念物である野上地区の松並木が7月上旬に1本倒木しました。高さ16メートルのクロマツで、特に外見からは弱っている様子も見受けられない松が突然倒れたものでございます。原因は幹が斜めになっており、根に強い力が常にかかっていたことや、土壌があまり好ましい状態でなかったため、根の一部が枯死、腐朽して倒れたものでございます。今後、安全性を第一に考慮し、倒木の危険性のある松を専門家である樹木医に簡易診断していただくための委託料でございます。

〇企画政策課長(高木久之郎君) 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費等負担金200万円は、 自立支援医療費に係る2分の1の国負担分です。

障害児施設給付費等負担金1,800万円は、障害児通所給付事業に係る2分の1の国負担分で ございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金61万6,000円は、マイナンバー用備品購入費に係る10分の10の国補助。

デジタル基盤改革支援補助金184万8,000円は、戸籍標準化・共通化対応業務委託料に係る10 分の10の国の補助でございます。

民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金1万5,000円につきましては、子育て短期支援事業委託料の3分の1の県補助。

土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金122万3,000円は、建築物耐震診断事業費補助金の2分の1の国補助でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、障害者自立支援給付費等負担金100万円は、自立支

援医療費に係る4分の1の県負担分。

障害児施設給付費等負担金900万円は、障害児通所給付事業に係る4分の1の県負担分でございます。

21ページをお願いいたします。

県補助金、民生費県補助金、子ども・子育て支援事業費補助金1万5,000円は、同事業の3 分の1の県補助。

高等学校就学準備等支援金給付事業費補助金9万9,000円は、同事業のシステム改修委託料の10分の10の県補助でございます。

商工費県補助金、関ケ原古戦場整備活用事業費補助金179万5,000円は、笹尾山周辺整備検討 業務委託料の県補助でございます。

土木費県補助金、建築物等耐震化促進事業費補助金61万1,000円は、建築物耐震診断事業費補助金の4分の1の県補助でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金3,774万9,000円を充当させていただきます。

雑入、子育て短期支援事業利用者負担金7,000円は、同事業の個人負担分でございます。 17ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正についてですが、名神高速道路跨道橋撤去事業について、物価 高騰等の影響を加味し、限度額を1億円から1億5,500万円に変更するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 23ページをお願いします。

児童福祉総務費の委託料の中で、高等学校就学準備等支援金給付システム改修委託料とありますが、中3に3万円、いつ頃これは支払いできるのか、お伺いしたいと思います。

それから、24ページの商工費、観光費、委託料300万円。この笹尾山周辺整備検討業務委託料というのは前からそういう案があったのか、ごめんなさい、記憶がないので、新しい事業なのか、グランドデザインなのか、どのぐらいの先を見越したものなのか、説明をお願いします。

- 〇議長(谷口輝男君) 西村住民課長。
- 〇住民課長(西村克郎君) 失礼します。

高等学校就学準備等支援金の3万円でございますが、補正予算をお認めいただきましたら、 システム改修を行いまして、11月以降の支給を予定しております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(谷口輝男君) 難波地域振興課長。
- ○地域振興課長(難波真哉君) 24ページの観光費の笹尾山周辺整備検討業務委託料について御 説明差し上げます。

笹尾山の周辺におきましては、国の史跡の指定地である石田三成の陣跡があり、決戦地があるということで、町が観光のまちづくりを進めていく上で大変重要な場所であると考えております。

しかしながら、今は北小学校の校舎やグラウンドが残り、町の観光のメインスポットとして 本当に十分活用されているかどうかというとちょっとクエスチョンな状況でございます。

3年前の令和2年の10月に、岐阜関ケ原古戦場記念館が建設されて、コロナも5類に移行されて、観光客が少しずつ増えつつある状況でございますので、町としても、このチャンスをさらに、観光客を呼び込んで古戦場のまちづくりを進めたいということで、このメインスポットである笹尾山周辺の整備を進めたいということで新規に考えているものでございます。

県においても、この検討業務についてグランドデザイン事業の補助をしていただけるというような考えを示していただいておるということと、再来年度の令和7年度に岐阜県で全国都市緑化ぎふフェアというものが開催をされます。その関連事業としても、町として積極的な取組をして、PR、アピールをしていきたいというふうに考えているところでございます。

スケジュール感におきましては、先ほど申しましたように北小学校の校舎やグラウンドを今後どうしていくか、また、もし取壊しをした場合に、あの周辺をどのように整備をしていくかということでございますので、短期間でできる事業ではないと、ある程度の期間を持って、そこら辺のスケジュールについても検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

- ○議長(谷口輝男君) 5番 田中由紀子君。
- ○5番(田中由紀子君) 今、令和7年度に全国都市何たらこうたらフェアがと言われましたけど、そこに間に合わせるためということではないということだよね。ちょっと難しいということだよね、それはね。
- 〇議長(谷口輝男君) 西脇町長。
- ○町長(西脇康世君) 今、これは、岐阜県が県下の全市町村に何かその取組をやれということで指示が出ております。そんな関係で、関ケ原町として、これだけ緑いっぱいのところで何をやるんやという話が出ました。その中で、やっぱり笹尾山の今の駐車場等々ですね。ちょっと整備をしなきゃいけないだろうということで、関連してそれを整備しようということで取組を始めようということにしました。

ですから、本来はそこの一部を緑化、芝生を張ったりするということなんですが、やはり

後々のことを考えて、先ほども地域振興課長が説明いたしましたように、校舎を将来的には取り壊さなあかんという。そうしたら、取り壊した後はどんな形になるのか、そんなイメージもできないのに、個別の1か所とか、箇所だけを整備しても全体的なイメージがなければ駄目だろうということで、やはり全体構想というものを立てた上で整備をしようということで、今回そのための計画委託料を組ませていただいたというものでございます。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 髙木博之君。

- ○8番(高木博之君) すみません、1点だけなんですけど、27ページの野上の松並木なんですが、だんだん松枯れ、松くい虫とかで減ってくるんやと思いますが、今後の方針等、野上はやっぱり松並木がないと、なかなか絵にならんなあと思って、その辺どういうふうに対策を考えてみえるか、具体的な案があれば、よろしくお願いいたします。枯れた後ですね、切った後、だんだん減っていくばっかりですので。安全性の面もありますが、切りっ放しなら切りっ放しで、しようがないならいいですけど。
- 〇議長(谷口輝男君) 難波地域振興課長。
- ○地域振興課長(難波真哉君) 今回、1本の松が急に倒木をして、今回のこの業務委託料で8割ぐらいの松が300年以上ぐらい前に植えられたという、その松を簡易的に診断させていただくものでございますけれども、地元のほうでも、それ以降、新しく何本か植えていただいている松もございますので、今後その弱って倒木した松の箇所にはそのような形で増やしていくということも一つ考えられるかなあというふうには思っております。
- ○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 吉田仁君。

- **〇2番(吉田 仁君)** 町営住宅の取壊し工事なんですが、330万円、これは何軒になるんですかね。軒数だけ、すみません。
- ○議長(谷口輝男君) 兒玉産業建設課長。
- **○産業建設課長(兒玉勝宏君)** 4軒長屋だったと思うんですけど、1棟ですね。取壊しするのは1棟です。

すみません。5軒かもしれないのでちょっと確認して、再度お答えさせていただきます。

[挙手する者あり]

- 〇議長(谷口輝男君) 2番 吉田仁君。
- **〇2番(吉田 仁君)** かなり町営住宅は老朽化が進んでおりますので、今年度その4棟、これは中山ですかね。ほかにも老朽化した町営住宅が結構あると思うんですが、今後もその町営住

宅の運営方針というか、もう老朽化も限界に来ておると思うんです。それに対して、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをしたい。

- 〇議長(谷口輝男君) 西脇町長。
- **〇町長(西脇康世君)** 町営住宅、今御指摘のとおり非常に老朽化していると、あのままではと ても将来的にはもう住める状態ではないし、あの状態でこの後、新規に入居をされる希望の方 というのは、これからそんなに見込めないだろうというふうに思っております。

そんなことで、あの町営住宅については、今後はもう入居者が転居されて空き家になった状態になりましたら解体・撤去させていただくつもりでおります。その代わり、どこかにそういった若い人向きというか、町民の方が自分では持家ができない方等についての対策というのは今後考えていかないかんということは思っておりますので、そこら辺、またどういう規模で、どういう内容でやるかというのは、今検討させていただいているという状況です。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第11、議案第77号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第77号について御説明申し上げます。

歳出に令和4年度の事業費確定に伴う県への返還金505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ8億1,029万2,000円とする令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(事業勘 定)補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。 なお、詳細説明につきましては、省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第78号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第12、議案第78号 令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直 診勘定)補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第78号について御説明申し上げます。

歳出に会計年度任用職員の給料表の改定や勤務形態の変更に伴う人件費の不足見込み分19万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億882万6,000円とする令和5年度関ケ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては、省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第13、議案第79号 令和5年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第79号について御説明申し上げます。

歳出に令和4年度の事業費確定に伴う国・県等への返還金4,830万7,000円と会計年度任用職員の人件費不足見込み分、合わせて4,838万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,853万4,000円とする令和5年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては、これも省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第80号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第14、議案第80号 令和5年度関ケ原町介護サービス事業特別会計 補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 議案第80号について御説明申し上げます。

歳出において会計年度任用職員の給料表の改定や勤務形態の変更に伴う人件費の不足見込み分92万2,000円と過誤給付費返還金8万6,000円、合わせて100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,054万3,000円とする令和5年度関ケ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては、省略をさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第81号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第15、議案第81号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第81号について御説明申し上げます。

歳出にマンホールポンプの故障に伴う取替工事費180万9,000円及び令和4年度事業分の消費 税納付額の確定に伴う不足分及び中間納付分223万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞ れ5億4,613万9,000円とする令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。
- 〇水道環境課長(坂東 崇君) 失礼します。

議案第81号 令和5年度関ケ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして 詳細説明をさせていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。

歳出より説明させていただきます。

公共下水道建設費、公共下水道施設管理費、工事請負費180万9,000円についてですが、瑞竜 地区に設置してあるマンホールポンプに故障が発生し、取替えが必要となりましたので、取替 えを行うための補正であります。

公共下水道費、公課費223万円についてですが、令和4年度の消費税の確定申告において、 当初予算において還付を見込んでおりましたが、工事費の繰越しにより仕入れ控除分が減った ことにより消費税の納付となりましたので、納付額の148万7,000円と、この納付額に対して令 和5年度において消費税の中間納付額が必要となりますので、中間納付分の74万3,000円を合 わせた金額となっております。

議案書の52ページをお願いいたします。

歳入の財源内訳としまして、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金より180万9,000円、繰越金、前年度繰越金より240万3,000円を充てております。

また諸収入、雑収入、雑入は消費税の還付を見込んでいた17万3,000円を減額いたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

日程第16 議案第82号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(谷口輝男君) 日程第16、議案第82号 令和5年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) 議案第82号について御説明申し上げます。

収益的支出において、藤古川浄水場取水塔浚渫委託料259万6,000円と機器更新に伴う固定資産除却費5万円を計上し、資本的支出において、平井浄水場の薬注設備更新に伴う工事請負費170万円を追加する令和5年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第2号)を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

- 〇議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。
- 〇水道環境課長(坂東 崇君) 失礼します。

議案第82号 令和5年度関ケ原町水道事業会計補正予算(第2号)について詳細説明をさせていただきます。

議案書の56ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明させていただきます。

支出としまして、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、委託料の259万6,000円ですが、この台風7号の豪雨により藤古川ダムに大量の土砂が流入し、取水を行う取水塔の集水口が土砂で閉塞し、十分な取水量を確保することができない状況になりましたので、例年台風シーズン後に実施しておりました取水塔周辺のしゅんせつ業務を急遽実施しました。まだこれから台風シーズンもあり、集中豪雨が発生すると取水塔周辺にさらに土砂が流入し、取水量確保のため、しゅんせつ作業が必要となることが考えられるため、委託料の補正をさせていただくものでございます。

資産減耗費、固定資産除却費の5万円につきましては、平井浄水場の次亜貯留槽に漏れが発生し、取替えを行うため旧貯留槽の除却費用となります。

続きまして、下段の資本的収入及び支出につきまして説明させていただきます。

支出としまして、資本的支出、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費、工事請負費の 170万円につきましては、平井浄水場に設置してあります次亜貯留槽より薬品の漏えいがあり、 取替えの必要が生じましたので取替えを行う費用となります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 髙木博之君。

○8番(高木博之君) 56ページの藤古川の取水塔のしゅんせつでございますが、台風が来るたびに毎年だんだん埋まっていって、この間、産建の委員会のほうで写真を見せていただきましたが、ほとんどもうダムじゃなくて河川状態になっております。

この取水塔は消雪のほうのポンプと水道のほうが入っていますので、今後もうちょっと恒久的な対策等が必要ではないかと思います。産建のほうの消雪につきましては、時期が限られておりますが、台風のときですね。私も水道課にはいたんですが、水道のほうのポンプが止まると消雪のほうを使って回しているんですが、両方とも動かんようになると大変なことになりますので、一般会計のほうも考えながら、その辺の対策、何か恒久的にもうちょっとできるやつがあればいい、必要ではないかと思いますので、その辺の考えをですね。

今後どんどん埋まっていくばっかりでしょうから、何かあればと思いますので一遍、回答があれば、よろしくお願いいたします。対策等があればですけど。

- 〇議長(谷口輝男君) 西脇町長。
- ○町長(西脇康世君) 御指摘のとおり藤古川ダム、水源地におきましては、あそこのダムは砂防ダムという位置づけで県のほうで設置していただいたものでございます。そんな関係で県のほうにも、もう近い将来満杯になってしまうというようなことはお話しさせていただいて、将来的にはしゅんせつ、土砂の撤去というものは考えてもらわなあかんということで、お話はさせていただいております。

恒久的に対策をするというのはなかなか難しい問題でございますが、取りあえず砂防ダムという位置づけのダムがいっぱいになって、今後、下流に土砂等がそのまま流れていってしまうということになりますとやはり河川の維持管理上も課題があるということですので、何とか県のほうにおいて、今たまっている土砂の運び出しをやってほしいという要望はしていって、今後も強力に働きかけをしていかなきゃいけないということだと思っております。

今までも大分、浅くなった状態で話をさせていただきましたけれども、まだ埋まっておらんということで、今までは県のほうも逃げられておりましたが、今回、もうダムの堰堤のすぐそばまで中州ができてしまっているという状況でございますので、県のほうにこれから、今後は強力にしゅんせつ対策等を要望してまいりたいと思っております。

○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩といたします。

> 休憩 午前 9 時53分 再開 午前10時05分

○議長(谷口輝男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 報告第4号について(提案説明・質疑)

日程第18 議案第83号から日程第26 議案第91号までについて(提案説明・委員会付託)

〇議長(谷口輝男君) 日程第17、報告第4号 令和4年度関ケ原町の健全化判断比率及び資金 不足比率の報告についてから日程第26、議案第91号 令和4年度関ケ原町水道事業会計決算の 認定についてまでを一括して議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

〇町長(西脇康世君) ただいま一括上程されました報告第4号及び議案第83号から議案第91号 の決算関連につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化 判断比率と資金不足比率を報告するとともに、地方自治法第233条第3項の規定により、令和 4年度一般会計及び各特別会計決算並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、企業会 計決算をそれぞれ監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。御審議の 上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の令和4年度主要施策の成果及び決算 分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、報告第4号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告でありますが、実質赤字比率 並びに連結実質赤字比率についてはカウントされませんでした。実質公債費比率は10.7%、将 来負担比率は23.6%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントされませんでし た。

減額となりました。

次に、議案第83号から議案第91号の決算認定についてであります。

令和4年度の一般会計の決算規模は、歳入46億5,981万2,000円、歳出42億7,547万4,000円となったところであります。これを令和3年度と比較いたしますと、歳入は1,465万5,000円の増、歳出は1,742万8,000円の増となりました。

実質収支といたしましては、3億8,433万8,000円の黒字決算となったところであります。性質的に見ると、人件費、公債費、普通建設費、物件費、補助費等、繰出金が増加し、扶助費、維持補修費、積立金が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化を背景とした原材料価格、燃料価格の高騰や円安の影響など、地方税の減少が長期化する可能性もあり、ますます厳しい状況になることが予想されます。本町においては、一層の行財政の簡素効率化、経常経費の節減・合理化を図るとともに、事業の重要性、緊急性に配慮しながら、健全財政を維持するため、一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願い申し上げます。次に、7つの特別会計については、歳入総額が33億4,451万1,000円、歳出総額が30億4,759万円となり、令和3年度と比較して歳入が7,145万3,000円の減、歳出が1億1,152万1,000円の

歳出の減少の主な要因は、国民健康保険特別会計(事業勘定)における保険加入者に要した 医療費の減、国民健康保険特別会計(直診勘定)においては、医療情報システム更新など医療 機器整備事業の完了による減等によるものでございます。

また、企業会計の水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億3,669万8,000円に対し、営業費用は1億7,849万円で、営業損失は4,179万2,000円、営業外収支では、営業外収益3,791万1,000円に対し、営業外費用は966万7,000円となり、営業外利益は2,824万4,000円となりました。

職員異動による退職手当引当金戻入益により、特別利益が1,696万1,000円となり、当年度純利益が341万3,000円の黒字決算となりました。

資本的収入としては、新たに1,000万円の起債の借入れを行いました。

資本的支出として、安定的な供給対策のため、建設改良費として藤古川浄水場No. 2 送配水ポンプ電動弁取替工事、上水道遠方監視設備更新工事、宝有地内老朽管布設替工事など3,824万9,000円を要したところであります。

以上をもちまして、一括上程されました令和4年度の各会計決算の提案説明を終わらせてい ただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

なお、一般会計の令和4年度財政状況の概要につきましては、企画政策課長から説明をいた させます。

- 〇議長(谷口輝男君) 高木企画政策課長。
- **〇企画政策課長(高木久之郎君)** それでは、私のほうから、令和4年度一般会計等の財政状況 について説明をさせていただきます。

A4横の令和4年度主要施策の成果及び決算分析表をお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

決算状況の推移をまとめた表でございます。

一番右の欄、令和4年度の一般会計決算ですが、先ほど町長が申したとおり、歳入は46億5,981万2,000円、歳出が42億7,547万4,000円となりました。これを前年度と比較しますと、歳入は1,465万5,000円、0.3%の増、歳出は1,742万8,000円、0.4%の増となり、歳入歳出とも前年度より増額の決算額となりました。

実質収支額は3億8,433万8,000円の黒字決算となり、その額は前年度より301万4,000円の増 となりました。

当年度は財政調整基金に積立てを1,008万4,000円行い、基金の取崩しを行わなかったため、 実質単年度収支は1,309万8,000円の黒字となりました。

標準財政規模は、地方公共団体の経常一般財源の規模を表すもので、前年度より減となり29億4,341万3,000円となりました。

基金現在高につきまして、財政調整基金 5 億2,810万8,000円、減債基金 4 億4,857万5,000円、 その他特定目的基金を合わせた合計15億2,536万5,000円となっております。また、地方債現在 高は35億4,658万9,000円でございます。

16ページは、一般会計のほか特別会計、企業会計の地方債現在高となっております。

17ページにつきましては、各特別会計の決算額の推移でございます。

18ページをお願いいたします。

本町の令和4年度の主な財政指数でございますが、地方公共団体の財政力を示すもので、1に近いほどよいとされております財政力指数(3か年平均)が0.467、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率ですが13.1%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率ですが86.5%、実質公債費比率、3年間平均が10.7%、将来負担比率が23.6%、財調比率が17.9となりました。

決算分析表についてですが、2ページから12ページについては、総合計画の6つの基本目標 とそれぞれの施策項目別に成果、事業費をまとめさせていただいております。

13ページ、14ページにつきましては、決算状況の概要を文章で、19ページ以降につきましては、それぞれの目的に沿って分類し、各年度を表しております。

以上、簡単ではございますが、財政状況の説明とさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) ここで監査委員から審査結果の報告を求めます。

監查委員 子安健司君。

〇監査委員(子安健司君) それでは、御指名いただきましたので、決算の審査結果について御報告をさせていただきます。

令和4年度一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査及び基金運用状況の審査につきましては、去る8月10日、会計管理者、各課長、関係職員同席の下、早野代表監査委員と共に、 歳入歳出決算書、同・事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸 帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であること を認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに御報告 をいたします。

以上、簡単ではございますが、決算審査の御報告とさせていただきます。

○議長(谷口輝男君) これより、報告第4号 令和4年度関ケ原町の健全化判断比率及び資金 不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

- **○5番(田中由紀子君)** 将来負担比率が23.6%ということで、前年度が31.5でしたけれども、これだけ減った大きな要因は何でしょうか。
- 〇議長(谷口輝男君) 高木企画政策課長。
- **〇企画政策課長(高木久之郎君)** 基金に積ませていただいたということが一番大きな要因であるというふうに思っております。
- ○議長(谷口輝男君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

これで報告第4号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第18、議案第83号から日程第26、議案第91号までにつきましては、決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第91号までについては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、会期中の審査とし、最終日に採決いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたしま す。 お諮りいたします。議案第83号から議案第91号までは、決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長(谷口輝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿の とおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分 再開 午前10時27分

○議長(谷口輝男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に松井正樹君、副委員長に田中由紀子君が選任されましたので、 御報告いたします。

なお、決算審査特別委員会は、9月8日金曜日、9月11日月曜日、両日とも9時から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

散会の宣告

○議長(谷口輝男君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日6日から20日までの15日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、明日6日から20日までの15日間は休会とすることに決しました。

来る9月21日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。 なお、一般質問の締切りは13日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限まで に質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時29分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ケ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 髙 木 博 之

会議録署名議員 北村 一磨